令和元年度　南魚沼市民病院医療事故等の公表について

南魚沼市民病院では、医療の透明性を高め、市民や患者さんの知る権利にこたえるなど、社会的責任を果たすことを目的として、「医療安全公表基準」を定めています。

この公表基準に基づき、令和元年度の医療事故等について、下記のとおり公表します。

令和２年６月３０日

南魚沼市民病院
病院事業管理者　宮永　和夫

医療事故等の件数と対策事例（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

１．インシデント・アクシデント報告件数

①レベル別件数

レ ベ ル	件　数
レベル 0	119
レベル 1	343
レベル 2	55
レベル 3a	35
レベル 3b	12
レベル 4	0
レベル 5	0
合　計	564

②項目別報告件数

項　　目	件　数
転倒・転落	146
薬剤に関する	112
輸血に関する	4
治療・処置に関する	63
医療機器等医療材料の使用	59
ドレーン・チューブ類の使用	24
検査に関する	73
療養上の世話	10
その他	73
合　計	564

※複数の部署から報告があったものなどについて、同一事例であっても複数回カウントする場合があります。

２．報告から講じた医療安全対策事例

項　目	概　　要	改 善 内 容
表皮剥離	入院中の高齢者の転倒・転落や車椅子のフットレストへの接触で、皮膚表皮剥離や擦り傷の発生が増加している。	院内の褥瘡・排泄委員会作成スキンテア（皮膚損傷）を予防するマニュアルを参考に、安全管理マニュアル内に「スキンテアマニュアル」を作成し、職員に周知した。
検査	採血室で採血後、採血部の違和感やしびれの訴えがあった。整形外科を受診し、経過観察となった。その後、症状が改善したことを確認した。	採血などにおける神経症状出現時の対応について、マニュアルを作成した。 検査室に対して、神経を損傷しないよう採血時の注意点について検査室での学習会を行った。